

富山県多重債務者対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 多重債務問題が深刻な社会問題となる中、県内関係機関・団体相互の緊密な連携のもと、本県における多重債務者対策を総合的に推進するため、富山県多重債務者対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 多重債務問題に係る情報交換に関すること
- (2) 効果的な多重債務者対策の検討に関すること
- (3) 多重債務者対策に係る関係機関、団体相互の連携方策に関すること
- (4) その他多重債務者対策の推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は必要と認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、富山県生活環境文化部県民生活課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区 分	職 名
会 長	富山県生活環境文化部長
副会長	富山県生活環境文化部次長
委 員	富山県弁護士会消費者問題対策委員長
	富山県司法書士会相談事業部長
	日本司法支援センター富山地方事務所事務局長
	北陸財務局富山財務事務所長
	富山県市長会事務局長
	富山県町村会事務局長
	生活見直推進富山県連絡会事務局長
	富山クレジット・サラ金・悪徳商法被害者の会事務局長
	富山県社会福祉協議会事務局長
	日本貸金業協会富山県支部事務長
	富山県経営管理部税務課長
	富山県厚生部厚生企画課長
	富山県厚生部こども家庭室こども未来課長
	富山県厚生部医務課長
	富山県厚生部健康対策室健康課長
	富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課長
	富山県土木部建築住宅課長
	富山県生活環境文化部県民生活課長
	富山県消費生活センター所長
	富山県教育委員会教育みらい室県立高校課長
	富山県教育委員会保健体育課長
	富山県警察本部警察相談課長
	富山県警察本部生活安全企画課長